

指定給水装置工事事業者の指定

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、山武郡市広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程第4条第1号の規定により公示する。

令和8月3月19日

指定番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域で給水装置工 事の事業を行う事業所 の名称及び所在地		指定年月日 (有効期限)
				名称	所在地	
指定第448号	鈴木工業 株式会社	船橋市 八木が谷 四丁目3番1号	鈴木 啓二	鈴木工業 株式会社	船橋市 八木が谷 四丁目3番1号	令和8年2月19日 (令和13年2月18日)